

道路位置指定の手引き

平成18年1月	制定
平成29年4月	改訂
平成30年4月	改訂
平成30年9月	改訂
令和3年4月	改訂
令和4年4月	改訂
令和5年4月	改訂
令和8年1月	改訂
令和8年4月	改訂

福岡県建築都市部建築指導課

道路位置指定の手引きについて

福岡県においては、道路位置指定制度を利用したミニ開発を防止すること等を目的として、平成7年に福岡県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）を改正し、『道路位置指定基準』の改正を行いました。この改正において、指定を受ける道が都市計画法による開発許可を受ける必要がないかどうかについても審査を要することとし、併せて、建築基準法施行令に規定する道に関する基準の適用の特例を受けるための要件を「道路位置指定特例認定基準」として新たに定めました。

ところで、建築基準法施行令の基準と異なる地方独自の道に関する基準は、平成14年の同施行令改正により、特定行政庁の規則ではなく地方公共団体の条例で定めることとされたため、細則に定めていた福岡県の道に関する基準を福岡県建築基準法施行条例の規定へ移したところ です。

また、平成16年には、道路位置指定に際して、これまで個別に判断することとしていたいくつかの事項について、一定の判断の目安を新しく取扱いとして定め、福岡県確認申請の手引きに掲載したところです。

さらに、位置指定道路等の私道を廃止又は変更する場合の手続きについては、これまでは届出によることとしていましたが、同年に細則を改正して届出から申請手続きによることとし、審査を要することとしました。

このような近年の状況から、道路位置指定基準について平成7年以降の改正法令との整合を図るとともに、上記の新しい取扱いについても全体の取扱いの中に位置付けることとし、これまで道路位置指定基準として取り扱ってきた各事項についても法令上の位置付けをできるだけ明確にするために全体構成を見直し、今般、「道路位置指定取扱い基準」として取りまとめ（第1章）、その解説を加えました（第2章）。

また、位置指定道路等の私道の廃止又は変更に関しても、目安となる取扱い事項を新たに追加しました（第4章）。

以上のように、本書は、道路位置指定から廃止・変更まで、その運用に関する総括的な手引きとして利用できるよう取りまとめたものです。

本手引書が、道路位置指定等の具体的な運用に関する理解を深め、円滑な手続きを進めるための参考として有効に活用され、位置指定道路による市街地の防火・避難及び通行の安全性並びに良好な市街地環境の確保のための一助となれば幸いです。

平成18年1月1日
福岡県建築都市部建築指導課

道路位置指定の手引き

目次

第 1 章 道路位置指定取扱い基準	1
第 2 章 道路位置指定取扱い基準の解説	6
1. 他の道路等への接続.....	6
2. 接続先の道路幅員の確保.....	11
3. 指定を受ける道の幅員の確保等.....	12
4. すみ切りの設置.....	15
5. 縦断勾配.....	18
6. 路面の構造.....	19
7. 排水施設.....	20
第 3 章 道路位置指定申請手続きについて	21
1. 道路位置指定申請手続きについて.....	21
2. 特例認定申請手続きについて.....	24
申請フロー.....	27
第 4 章 廃止・変更の取扱い基準	28
1. 廃止等の処分取扱い基準.....	28
2. 廃止と変更の区分.....	28
3. 廃止・変更申請手続きについて.....	29
資料編	32
1. 関係法令条文集.....	32
2. 様式集.....	37

第 1 章 道路位置指定取扱い基準

建築基準法（以下「法」という。）第 42 条第 1 項第五号の規定による道路（以下「位置指定道路」という。）の指定は、建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第 144 条の 4 及び福岡県建築基準法施行条例（以下「条例」という。）第 25 条の 3 に規定する道に関する基準（以下「道に関する基準」という。）並びに建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第 9 条の規定、福岡県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第 20 条の 2 及び第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定によるほか、次に掲げる基準により取り扱うものとする。

第 1 適用

この取扱い基準は、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市の区域を除く区域内に限り適用する。

第 2 指定の取扱い基準

- 1 位置指定道路について、法第 42 条第 1 項本文に規定する幅員とは、原則として、有効幅員とする。
- 2 施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号ロに規定する公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものとは、次の各号に該当する空地とする。
 - (1) 指定を受ける道に緊急自動車が進入する際に、当該道路上に駐車している自動車を移動して駐車させることができ、かつ、他の自動車が転回できる空地を確保できること。
 - (2) 空地として永続性が担保され、かつ、出入口にバリカー、杭その他の自動車の進入に支障となる工作物が設けられていないこと。
- 3 施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号ハに規定する終端及び区間 35m 以内ごとに国土交通大臣が定める基準に適合する自動車の転回広場（以下「転回広場」という。）が設けられている場合とは、図一 1 に示す基準を充たしている場合とする。
- 4 幅員 6 m 未満の既存の袋路状道路に接続して、幅員 6 m 以上の道路（袋路状のものに限る。）の位置指定を受けようとする場合で、延長（既存の袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が 35m を超える場合は、当該既存の袋路状道路には、その始端から区間 35m 以内ごとに転回広場を設けること。ただし、指定を受ける道の始端に転回広場を設けるときはこの限りでない。
- 5 施行令第 144 条の 4 第 1 項第三号に規定する砂利敷その他ぬかるみにならない構造とは、路面の排水を有効に行うため、適当な値の横断勾配が原則として両勾配で附された構造とする。
- 6 施行令第 144 条の 4 第 1 項第五号の規定により設ける側溝の有効幅は、雨水流量計算に基づいて排水上支障がないことを確かめた場合を除き、道の両側に設けるものにあつてはそれぞれ 240 mm 以上とし、片側に設けるものにあつては 300 mm 以上とすること。

第3 特例認定の取扱い基準

施行令第144条の4第1項又は条例第25条の3第一号ただし書き若しくは第二号ただし書きの規定による認定（以下、細則第20条の2の規定に基づき「特例認定」という。）は、次に掲げる取扱い基準によるものとする。

- 1 施行令第144条の4第1項第一号ホの規定により、同号ハに準ずる場合として、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 指定を受ける道が、図-2に示す形状であること。
 - (2) 終端に設けられる転回広場又は終端付近の道路形状が、図-3に示す形状であること。
 - (3) 既存の幅員6m未満の袋路状道路に、幅員6m未満の袋路状の道を接続して道路の位置指定を受けようとする場合であって、当該既存の袋路状道路に転回広場を設けることができないときは、当該指定を受ける道の始端、始端から区間35m以内ごと及び終端に転回広場が設けられていること。
- 2 条例第25条の3第一号ただし書きに規定する知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、開発する区域及び指定を受ける道に接続する隣接した区域について、都市計画法第29条の規定による開発許可が必要となるおそれがない場合とする。
- 3 条例第25条の3第二号ただし書きに規定する知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 前項に該当すること。
 - (2) 施行令第144条の4第1項第一号（同号ニを除く）に該当すること。ただし、指定を受ける袋路状道路の一部の区間が有効幅員6m未満である場合においては、原則として、当該区間のすべての部分から終端に向かって35m以内に転回広場を1か所以上設ければ足りる。
- 4 施行令第144条の4第1項第二号の規定（以下「すみ切りに関する規定」という。）の適用の特例として、同号ただし書きの規定により、知事が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 次に掲げる周囲の状況のいずれかにより、やむを得ず他の道路と接続する部分の両側の角地に、すみ切りに関する規定に適合するすみ切りを設けることができない場合においては、片側の角地にその隅角をはさむ辺の長さ3mの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けること。ただし、交通量が少なく、かつ、カーブミラーの設置等の措置により、通行の安全上支障がないと認められる場合を除く。
 - ア すみ切りを設けようとする土地の部分の関係権利者の承諾が得られないこと。
 - イ 指定を受けようとする道が、水路、線路敷地等に沿接して他の道路に接続していること。
 - (2) 接続先の道路内に歩道があり、指定を受ける道に接続する部分の当該歩道が、通行の安全上支障がない位置及び長さで切り下げられていること。

- 5 条例第 25 条の 3 第三号の規定の適用の特例として、施行令第 144 条の 4 第 1 項第二号ただし書きの規定により、知事が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認める場合とは、第 2 項に該当する場合とする。
- 6 施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号の規定の適用の特例として、同号ただし書きの規定により、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 地形等によりやむを得ないと認められること。
 - (2) 路面をすべり止め工法その他の滑りにくい工法で施工すること。
 - (3) 第 2 項に該当すること。
- 7 条例第 25 条の 3 第四号の規定の特例として、施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号ただし書きの規定により、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 前項(1)及び(2)に該当すること。
 - (2) 縦断勾配が 12%以下であること（第 2 項に該当しない場合に限る。）。

第 4 申請手続き

- 1 申請者は、指定を受ける道を築造する者、指定を受ける道となる土地の所有者又は指定を受ける道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者とする。
- 2 指定を受ける道の部分の土地は、道路位置指定申請をする前に公衆用道路として分筆登記すること。なお、指定を受ける土地は、指定後において関係土地所有者の共有登記とするよう努めること。
- 3 道路位置指定申請は、路面の舗装工に着手する直前に行うことができる。
- 4 特例認定を受ける道については、その築造工事の着手前に特例認定申請を行い、特例認定通知書の交付後に築造工事に着手すること。
- 5 道路位置指定申請書及び特例認定申請書の添付図書その他手続きに必要な事項は、補足して別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平成 7 年 5 月 1 日付で改正した道路位置指定基準は、施行日に廃止する。
- 3 施行日前になされた旧基準に基づく指定処分又は手続きは、この基準によってなされた処分又は手続きとみなす。

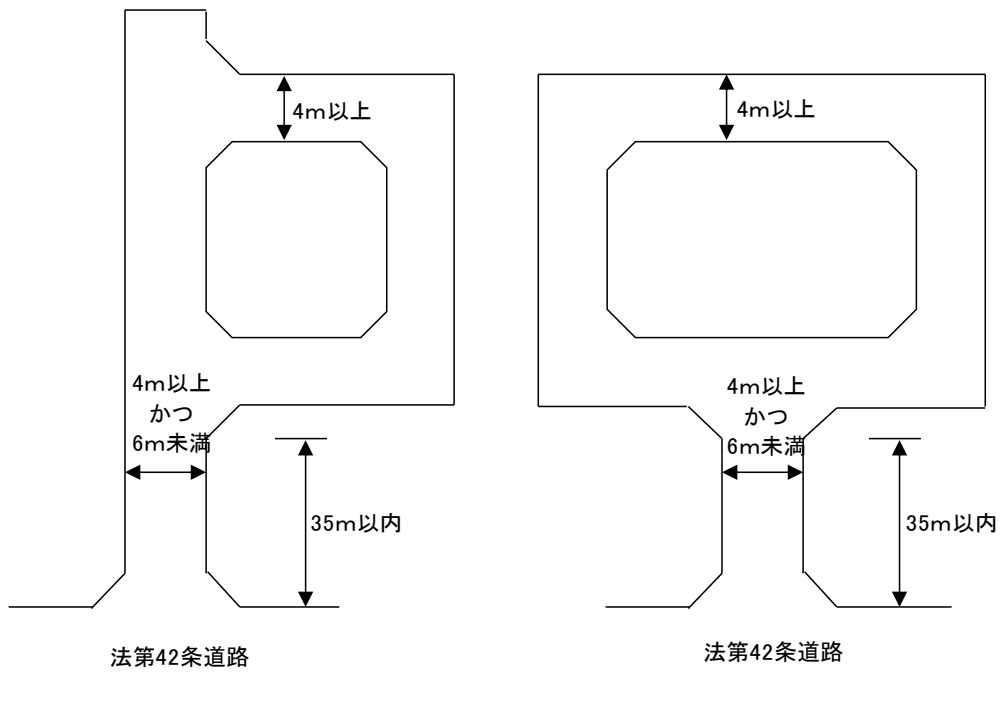
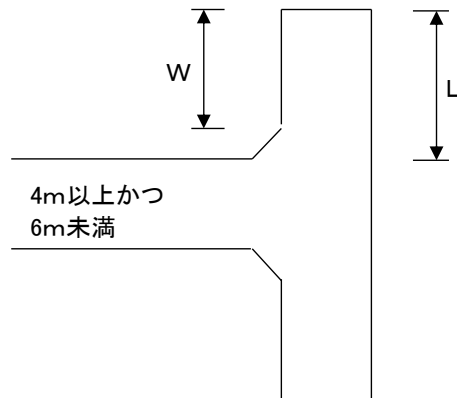


図-2



転回広場のLの長さは5mを標準とし、最大で概ね8mまでとする。
ただし、Wの長さは3mまでとする。

図-3

第 2 章 道路位置指定取扱い基準の解説

施行令及び条例に規定する道に関する基準と道路位置指定の取扱い基準の関係は以下のよう
に整理される。

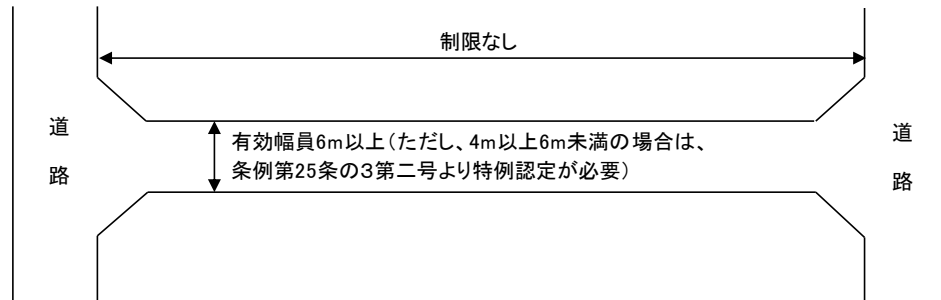
1. 他の道路等への接続

【施行令の道に関する基準】

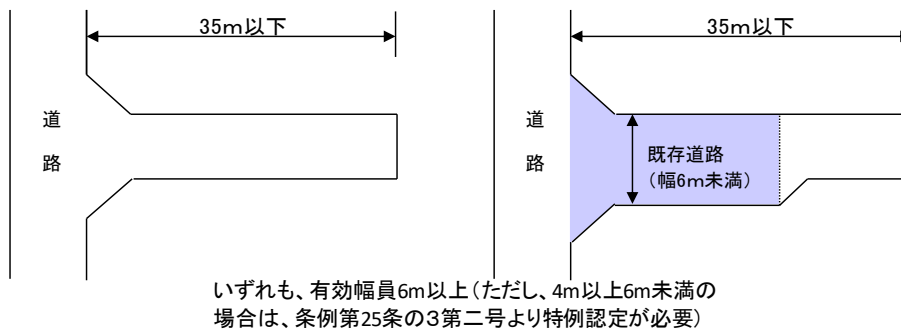
(道に関する基準)

第 144 条の 4 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げ
るものとする。

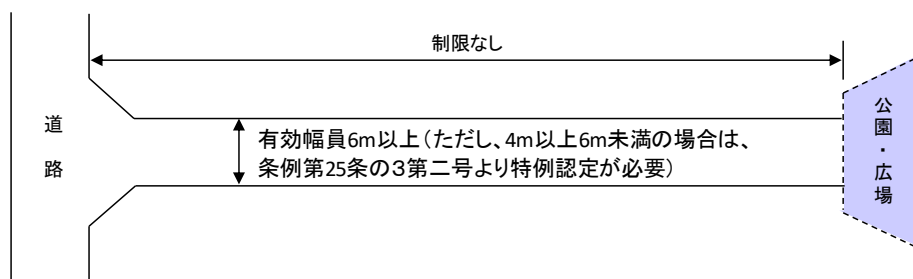
- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに
該当する場合においては、袋路状道路（法第 43 条第 3 項第五号に規定する袋路状道路を
いう。以下この条において同じ。）とすることができる。



- イ 延長（既存の幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が
他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35m 以下の場合

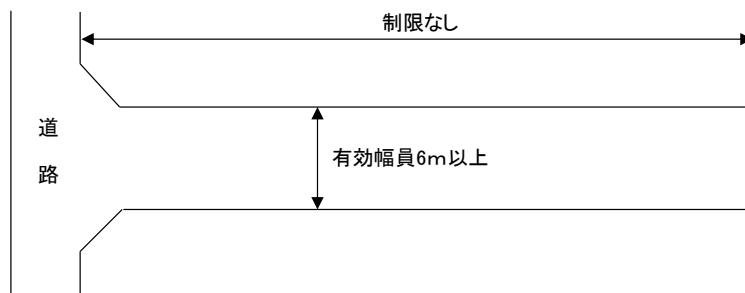


- ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続
している場合



ハ 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合（有効幅員 6 m 未満は県条例第 25 条の 3 第二号により特例認定が必要）

ニ 幅員が 6 m 以上の場合



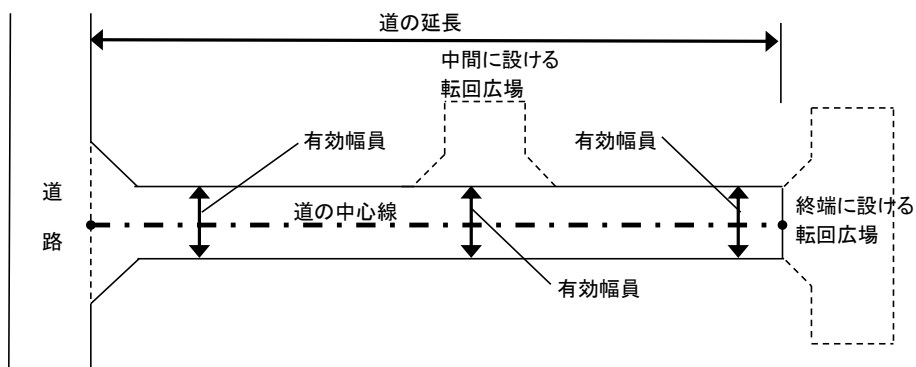
ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

特定行政庁の認定 ⇒ 「特例認定」 ⇒ 特例認定の取扱い基準第 1 項(次頁)を参照

【解説】

法第 42 条に定める道路等への接続に関する規定である。法第 43 条第 3 項第五号に規定する袋路状道路とは、その一端のみが他の道路に接続したものをいう。道路の幅員については条例第 25 条の 3 第二号に別途規定があるため、合わせて参照すること（p.12~）。

なお、道の延長は水平投影による道の中心線の距離とし、転回広場が設けられている袋路状道路の幅員及び延長は、次図のように転回広場を除いて算定する。



【参考】 国土交通大臣の定める基準＝昭和 45 年建設省告示第 1837 号

建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の
転回広場に関する基準

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定により国土
交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が 2 m をこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車
両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のもの
をいう。次号において同じ。）のうち最大なものが 2 台以上停車することができるもので
あること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

【指定の取扱い基準】

2 施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号ロに規定する公園、広場その他これらに類するもので
自動車の転回に支障がないものとは、次の各号に該当する空地とする。

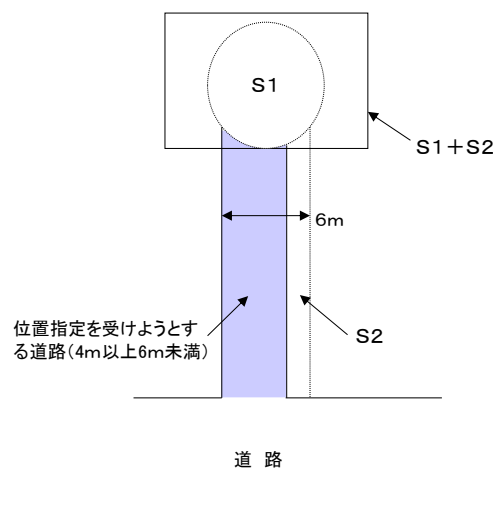
- (1) 指定を受ける道に緊急自動車が進入する際に、当該道路上に駐車している自動車を移
動して駐車させることができ、かつ、他の自動車が転回できる空地を確保できること。
- (2) 空地として永続性が担保され、かつ、出入口にバリカー、杭その他の自動車の進入に
支障となる工作物が設けられていないこと。

【解説】

緊急時に消防自動車等の緊急車両が入ってきた場合に、通行の妨げとならないよう、道路上に
駐車している自動車が終端の転回広場に移動して駐車でき、かつ他の自動車が転回できる空地
があればよいものとする。

具体的には、神社の境内等が考えられる。

広さの目安としては、施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの終端に設ける転回広場（p.4 図-1 参
照）の必要面積 S_1 に、転回広場が不要となる幅員
6 m から位置指定を受けようとする道路の幅員を
減じた数値に指定長さを乗じた面積 S_2 を加えた
面積程度とする。（右図参照）



【特例認定の取扱い基準】

1 施行令第144条の4第1項第一号ホの規定により、同号ハに準ずる場合として、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定を受ける道が、図-2に示す形状であること。

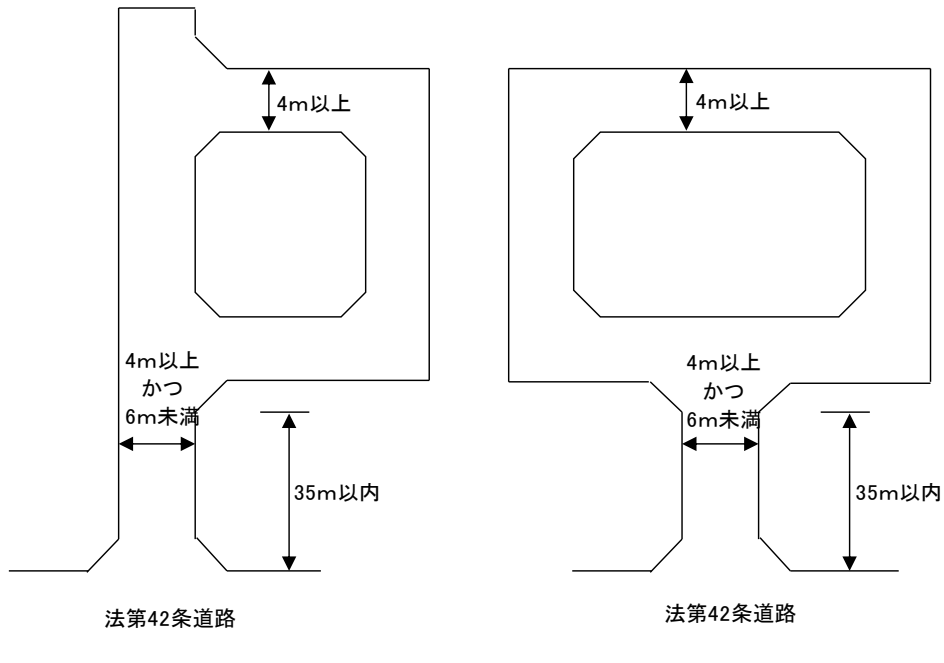
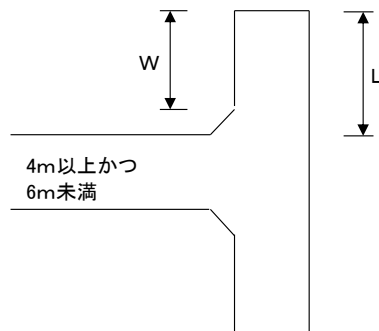


図-2

(2) 終端に設けられる転回広場又は終端付近の道路形状が、図-3に示す形状であること。



転回広場のLの長さは5mを標準とし、最大で概ね8mまでとする。
ただし、Wの長さは3mまでとする。

図-3

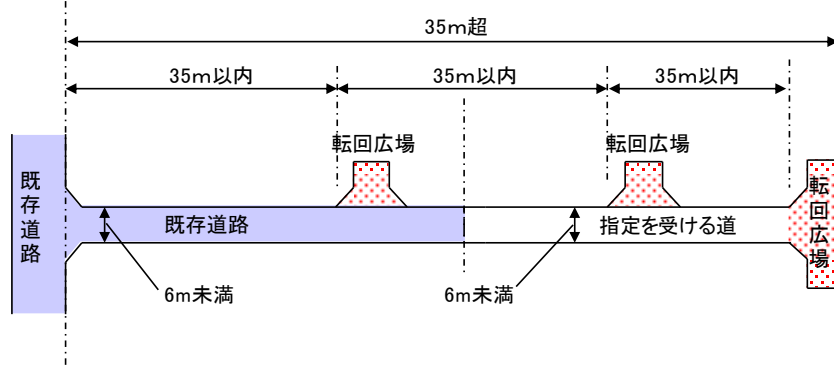
(3) 既存の幅員6m未満の袋路状道路に、幅員6m未満の袋路状の道を接続して道路の位置指定を受けようとする場合であって、当該既存の袋路状道路に転回広場を設けることができないときは、当該指定を受ける道の始端、始端から区間35m以内ごと及び終端に転回広場が設けられていること。

【解説】

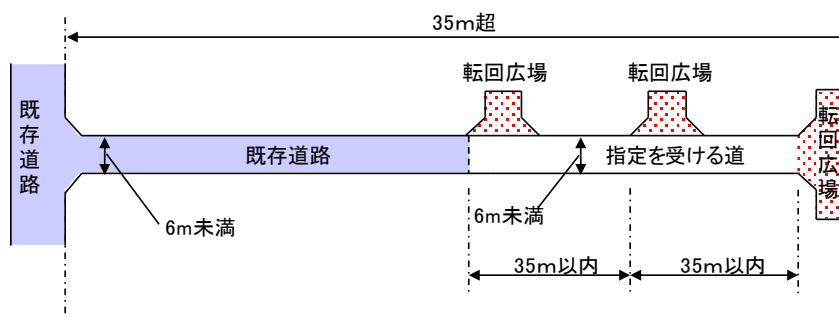
(3)については、下記のとおり。

施行令第144条の4第1項第一号ハ（同号イにより読み替え）

「延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が35mを超える場合で、
 終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合」には、下図のように袋路状とすることができる。



上図のように、既存の袋路状道路に転回広場を設けることができない場合においては、施行令第144条の4第1項第一号ホの規定に基づいて、特例認定を要する。下図のように、指定を受ける道の始端、始端から区間35m以内ごと及び終端に転回広場が必要。



2. 接続先の道路幅員の確保

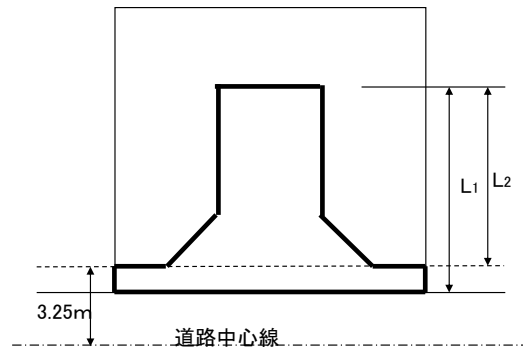
【条例の道に関する基準】

第 25 条の 3 (略)

一 接続先の道路が幅員 6.5m未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離 3.25 m (当該道路ががけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等からの水平距離 6.5m) までの敷地の部分を指定を受ける道 (法第 42 条第 1 項第五号の規定により指定を受ける道をいう。以下この条において同じ。) とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

二～五 (略)

ただし書き ⇒ 特例認定の取扱い基準第 2 項(下記)を参照



道路位置指定部分

L1: 道路位置指定長さ

L2: 転回広場の必要の有無の判定長さ

【特例認定の取扱い基準】

2 条例第 25 条の 3 第一号ただし書きに規定する知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、開発する区域及び指定を受ける道に接続する隣接した区域について、都市計画法第 29 条の規定による開発許可が必要となるおそれがない場合とする。

【解説】

都市計画法による開発許可が必要なことが位置指定道路築造後に判明した場合において、開発許可への移行が容易なように定めるものである。

【参考】

都市計画法第 29 条の規定による開発許可：福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」

3. 指定を受ける道の幅員の確保等

【法の基準】

(道路の定義)

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員 4 m (特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6 m。次項及び第 3 項において同じ。) 以上のもの (地下におけるものを除く。) をいう。

一～四 (略)

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2～6 (略)

【条例の道に関する基準】

第 25 条の 3 (略)

一 (略)

二 指定を受ける道の有効幅員 (道の自動車の通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋側溝を含む。) を 6 m 以上とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

三～四 (略)

ただし書き ⇒ 特例認定の取扱い基準第 3 項(p.15)を参照

【解説】

位置指定道路の幅員は、法律上は法第 42 条第 1 項本文の規定により、4 m 以上で足りるが、施行令第 144 条の 4 第 2 項の規定に基づいて、条例で、原則として 6 m 以上と定めたものである。幅員が 6 m 未満の道について指定を受けるときは、すべて特例認定申請が必要となる。

【指定の取扱い基準】

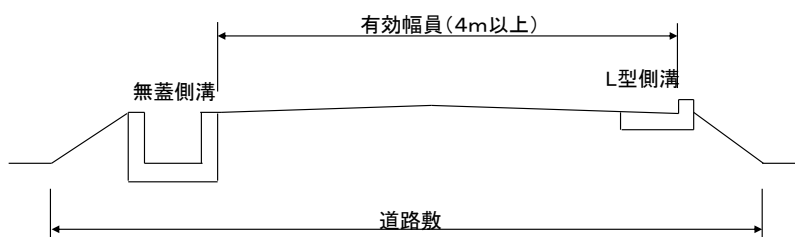
1 位置指定道路について、法第 42 条第 1 項本文に規定する幅員とは、原則として、有効幅員とする。

【解説】

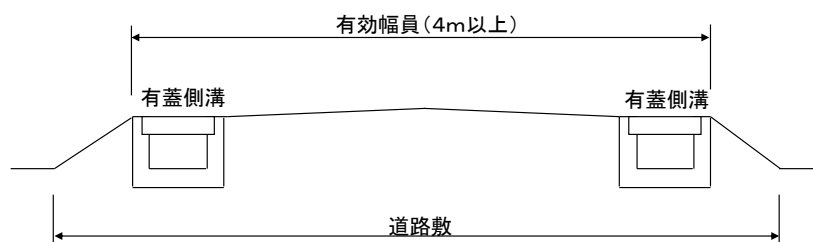
条例第 25 条の 3 第二号の規定により、位置指定道路の幅員は、原則として有効幅員を 6 m 以上としていることから、幅員が 6 m 未満の位置指定道路の幅員についても、これに準じて「有効幅員」によることを原則とするものである。

なお、具体的な有効幅員の測り方は次図を参照のこと。

(A) 無蓋側溝及びL型側溝の場合



(B) 有蓋側溝の場合



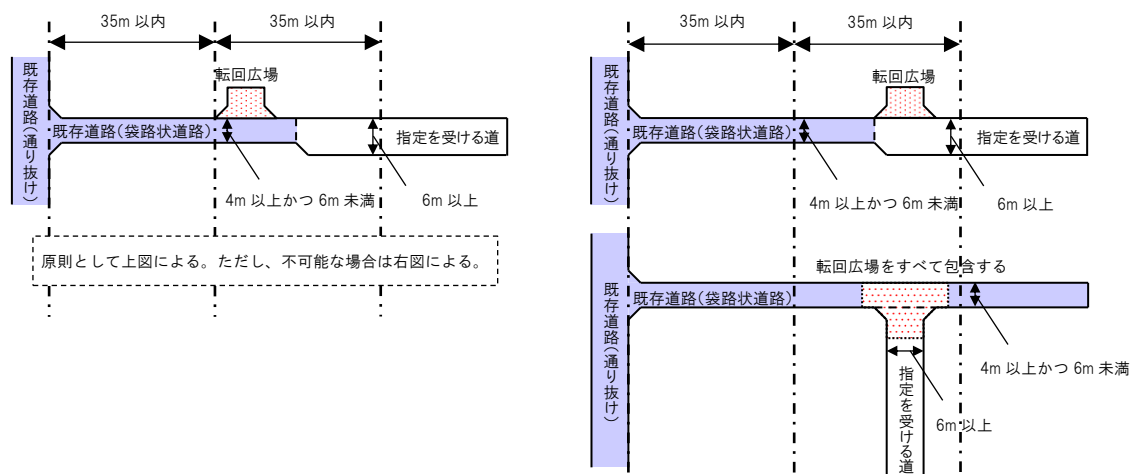
(B)により有効幅員に含むことのできる有蓋側溝は、一般車両の通行に耐える構造のものとする。

【指定の取扱い基準】

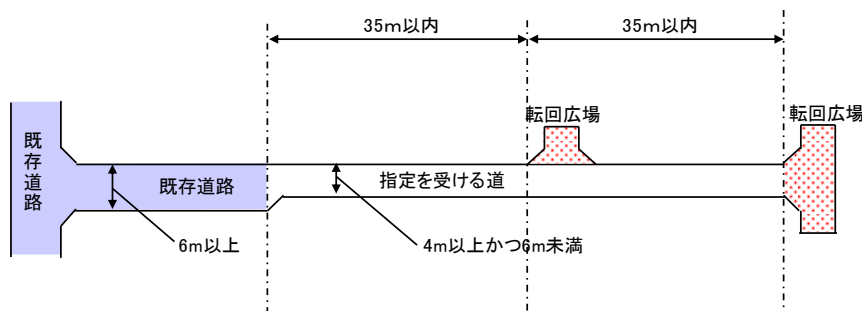
4 幅員 6 m 未満の既存の袋路状道路に接続して、幅員 6 m 以上の道路（袋路状のものに限る。）の位置指定を受けようとする場合で、延長（既存の袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。）が 35m を超える場合は、当該既存の袋路状道路には、その始端から区間 35m 以内ごとに転回広場を設けること。ただし、指定を受ける道の始端に転回広場を設けるときはこの限りでない。

【解説】

- ① 原則として、幅員が 4 m 以上 6 m 未満の既存の袋路状道路（法 42 条道路）の始点から 35m 以内に転回広場が必要となる。不可能な場合は、築造しようとする道路の始点に転回広場を設ける、又は転回広場をすべて包含していればよい。なお、指定を受ける道が幅員 6 m 未満の場合で、同様に築造しようとする道路の始点に転回広場を設ける場合は、施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号ホ（特例認定の取扱い基準第 1 項）の認定が必要である。（p. 10 を参照）



- ② 幅員 6 m 以上の既存の袋路状道路（法 42 条道路）に幅員 4 m 以上 6 m 未満の袋路状道路が接続する場合は、施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号イの規定により、既存の袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を除くため、既存の袋路状道路には転回広場は不要である（p. 6 を参照）。なお、指定を受ける道の幅員が 6 m 未満であるため、条例第 25 条の 3 第二号ただし書きの認定が必要である。



【特例認定の取扱い基準】

3 条例第 25 条の 3 第二号ただし書きに規定する知事が周囲の状況により避難及び通行の安全

上支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。

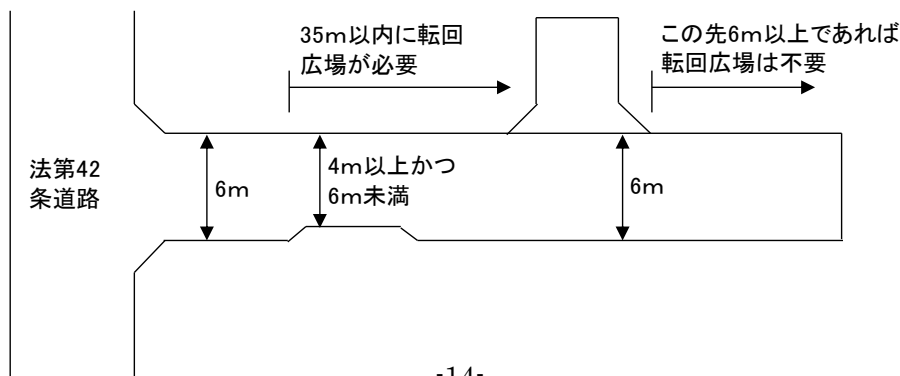
- (1) 前項に該当すること。
- (2) 施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号（同号ニを除く）に該当すること。ただし、指定を受ける袋路状道路の一部の区間が有効幅員 6 m 未満である場合においては、原則として、当該区間のすべての部分から終端に向かって 35m 以内に転回広場を 1 か所以上設ければ足りる。

(注) 図-1 は 4 ページを参照のこと。

【解説】

有効幅員が 6 m 未満の道について、道路位置指定を受けるための特例認定要件を定めたものである。

- (1) の趣旨は、特例認定取扱い基準第 2 項の趣旨と同様である。
- (2) は、避難及び通行の安全性を確保するための要件を定めたものであり、(2) のただし書きの趣旨は、指定を受ける道の一部の区間が有効幅員 6 m 未満である場合における、条例第 25 条の 3 第二号ただし書きの認定要件として、転回広場の要件を明確にすることである。具体的なイメージは、下図を参照のこと。



4. すみ切りの設置

【施行令の道に関する基準】

第144条の4 (略)

- 一 (略)
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三～五 (略)

ただし書き ⇒ 特例認定の取扱い基準第4項(次頁)参照

【条例の道に関する基準】

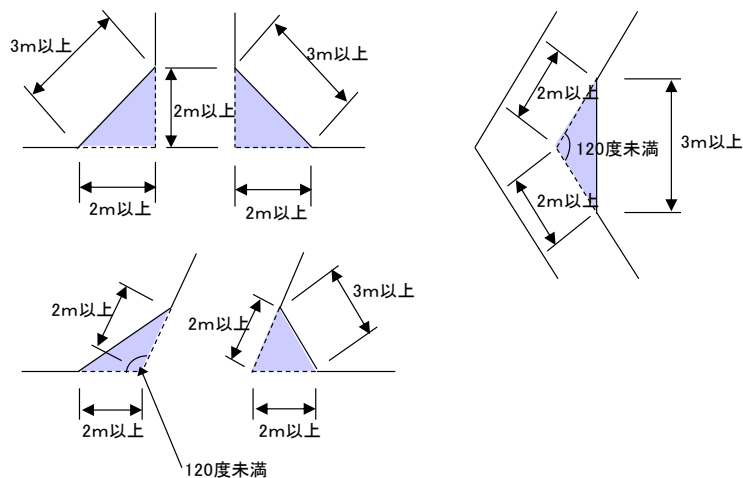
第25条の3 (略)

- 一～二 (略)
- 三 施行令第144条の4第1項第二号のすみ切りは、斜長を3m以上とすること。
- 四 (略)

適用の特例⇒施行令第144条の4第1項第二号ただし書き⇒特例認定の取扱い基準第4項(次頁)参照

【解説】

- ① 上記の条例の基準は、施行令第144条の4第2項の規定により、上記の施行令の基準とは異なる基準を別個に定めたものである。従って、すみ切りは、原則として施行令の基準及び条例の基準を同時に充たす必要がある。(下図参照)



- ② 上記の施行令又は条例の基準の適用の特例を受けるためには、施行令第 144 条の 4 第 1 項第二号ただし書きの規定に基づいて特例認定を受ける必要がある。

なお、条例第 25 条の 3 第三号にはただし書きがないが、施行令第 144 条の 4 第 1 項第二号ただし書きの規定に基づいて、特例認定を受けることは可能である。

- ③ 転回広場のすみ切りには条例の基準を適用しない。国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準に適合する図一 1（4 ページ参照）に示す形状とすること。

【特例認定の取扱い基準】

4 施行令第 144 条の 4 第 1 項第二号の規定（以下「すみ切りに関する規定」という。）の適用の特例として、同号ただし書きの規定により、知事が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 次に掲げる周囲の状況のいずれかにより、やむを得ず他の道路と接続する部分の両側の角地に、すみ切りに関する規定に適合するすみ切りを設けることができない場合においては、片側の角地にその隅角をはさむ辺の長さ 3 m の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けること。ただし、交通量が少なく、かつ、カーブミラーの設置等の措置により、通行の安全上支障がないと認められる場合を除く。

ア すみ切りを設けようとする土地の部分の関係権利者の承諾が得られないこと。

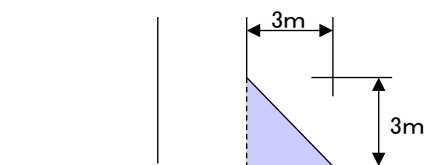
イ 指定を受けようとする道が、水路、線路敷地等に沿接して他の道路に接続していること。

(2) 接続先の道路内に歩道があり、指定を受ける道に接続する部分の当該歩道が、通行の安全上支障がない位置及び長さで切り下げられていること。

5 条例第 25 条の 3 第三号の規定の適用の特例として、施行令第 144 条の 4 第 1 項第二号ただし書きの規定により、知事が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認める場合とは、第 2 項に該当する場合とする。

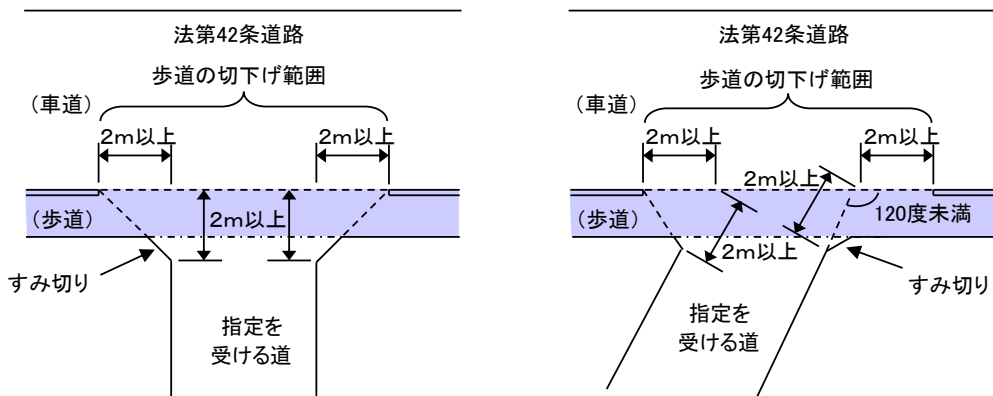
【解説】

- ① 上記(1)に規定する「片側の角地の隅角をはさむ辺の長さ 3 m の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを片側に設けた場合」とは、右図の場合をいう。

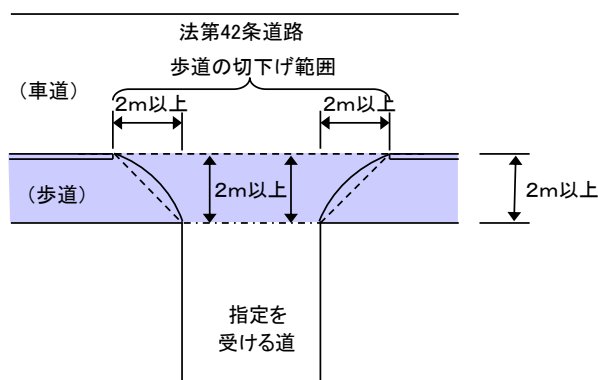


- ② 上記(1)アの「関係権利者の承諾が得られない」は、関係権利者が開発区域内の土地の権利者の場合は、すみ切り設けようとする部分に撤去が困難な構造物がある等、やむを得ない事情がある場合に限る。

- ③ 上記(2)について、歩道が通行の安全上支障がない位置及び長さで切り下げられているとは、下図のような場合が該当する。歩道内を含めて辺長 2 m × 2 m のすみ切りが確保されているとみなすものとする。



なお、次図のように歩道内において、通行に支障となる段差がなければすみ切りの斜辺部分を円弧状としてよい。歩道の切り下げについては、道路管理者と協議をすること。



- ④ 一般に鈍角の角地については、施行令第 144 条の 4 第 1 項第二号の基準（辺長 2 m × 2 m 以上）への適合のほうが厳しくなり、鋭角の角地については、条例第 25 条の 3 第三号の基準（斜長 3 m 以上）への適合のほうが厳しくなる。従って、すみ切りがどちらの基準に適合しないかによって、特例認定の取扱い基準第 4 項を認定の要件とするのか、第 5 項を認定の要件とするのか、又はどちらも認定の要件とするのかが定まることとなる。

なお、条例第 25 条の 3 第三号の基準（斜長 3 m 以上）は開発許可の基準を準用したものであるため、その適用の特例を受けるためには、開発許可が必要となるおそれがないことが条件となる。（第 5 項）

【参考】 開発許可の基準：福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」

5. 縦断勾配

【施行令の道に関する基準】

第 144 条の 4 (略)

一～三 (略)

四 縦断勾配が 12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 (略)

ただし書き ⇒ 特例認定の取扱い基準第 6 項(次頁)参照

【条例の道に関する基準】

第 25 条の 3 (略)

一～三 (略)

四 施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号の縦断勾配は 9%以下とすること。

適用の特例⇒施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号ただし書き⇒特例認定の取扱い基準第 7 項(次頁)参照

【解説】

- ① 条例で定める縦断勾配の上限値 9%は、施行令で定める上限値 12%より厳しい基準として、施行令第 144 条の 4 第 2 項の規定に基づいて条例で定めたものである。
- ② 条例第 25 条の 3 第四号にはただし書きがないが、施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号ただし書きの規定に基づいて、特例認定を受けることは可能である。(次の特例認定の取扱い基準第 7 項を参照のこと。)
- ③ すみ切り部分も縦断勾配の基準の適用を受けるため、地形等によりすみ切り部分がやむを得ず 9%を超える場合も特例認定が必要。

【特例認定の取扱い基準】

6 施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号の規定の適用の特例として、同号ただし書きの規定により、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 地形等によりやむを得ないと認められること。
- (2) 路面をすべり止め工法その他の滑りにくい工法で施工すること。
- (3) 第 2 項に該当すること。

7 条例第 25 条の 3 第四号の規定の特例として、施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号ただし書きの規定により、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 前項(1)及び(2)に該当すること。
- (2) 縦断勾配が 12%以下であること（第 2 項に該当しない場合に限る。）。

【解説】

地形等によりやむを得ないと認められ、かつ、路面を滑りにくい工法で施工する場合においては、縦断勾配を 9%以上とすることは可能と取り扱うものである。ただし、開発許可を必要とするおそれがある場合においては、縦断勾配は 12%を超えることはできないと取り扱うものである。

6. 路面の構造

【施行令の道に関する基準】

第 144 条の 4 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一～二 (略)
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 (略)

【指定の取扱い基準】

5 施行令第 144 条の 4 第 1 項第三号に規定する砂利敷その他ぬかるみとならない構造とは、路面の排水を有効に行うため、適当な値の横断勾配が原則として両勾配で附された構造とする。

【参考】

適当な値の横断勾配：福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」

- アスファルトコンクリート舗装又はセメントコンクリート舗装の場合：1.5～2.0%
- その他の路面の場合：3.0～5.0%

7. 排水施設

【施行令の道に関する基準】

第 144 条の 4 (略)

一～四 (略)

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

【指定の取扱い基準】

6 施行令第 144 条の 4 第 1 項第五号の規定により設ける側溝の有効幅は、雨水流量計算に基づいて排水上支障がないことを確かめた場合を除き、道の両側に設けるものにあつてはそれぞれ 240 mm 以上とし、片側に設けるものにあつては 300 mm 以上とすること。

【参考】

雨水流量計算：福岡県「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」

第 3 章 道路位置指定申請手続きについて

この章は、福岡県道路位置指定取扱い基準第 4 第 5 項の規定に基づいて、道路位置指定申請書（以下「指定申請書」という。）及び特例認定申請書（以下「認定申請書」という。）の添付図書その他手続きに必要な補足事項を定めるものである。

1. 道路位置指定申請手続きについて

(1) 申請図書

ア 指定申請書は、正副 2 通（正本 1 通及び副本 1 通。いずれも添付図書を含む。）を指定を受ける道の所在地を管轄する県土整備事務所の建築指導課に提出するものとする。（様式第 7 号の 1 及び第 7 号の 2）

イ 申請者に代わって代理者が申請を行う場合は、申請者の道路位置指定に関する一切の権限を委任する旨の委任状を正本に添付するものとする。

(2) 申請書の記入

ア 「道路の位置」欄は、土地の登記事項証明書に基づいて当該指定を受ける道の部分の地名、地番を記載するものとし、地番が数筆に渡る場合には、代表地番及びその他何筆と記載するものとする。

イ 「道路の概要」欄は、おおむね道の形態が異なるごとに区別して符号をつけ、図面と一致させるものとする。

ウ 「関係土地の地名地番」欄は、指定を受ける道の部分の地名地番を全部記入するものとする。

エ 申請書の訂正を行う場合は、申請者又は代理者の押印又は署名を行うものとする。

(3) 添付図書

ア 図面

番号	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	付近見取り図	1/5000 以上	1. 方位 2. 地形 3. 開発区域の境界 (赤線で囲む) 4. 開発区域内及び開発 区域周辺の道路及び目標となる地物 5. 排水先の河川への経路、名称	
2	公図写		1. 方位 2. 開発区域の境界(赤線で囲 む) 3. 地名地番 4. 地目 5. 土地 の所有者その他の権利者 6. 公共用地 (道路、水路等)の位置 7. 指定を受け ようとする道路の位置(表示範囲は開発区 域及び開発区域周辺とする。)	1. 法務局備付の 台帳を転写し、転 写法務局、転写年 月日並びに転写 者の住所及び氏 名を記入する。 2. 地名地番・地 目・土地の所有者 その他権利者に ついて、表示範囲 は開発区域及び 開発区域周辺と する。
3	求積図	1/500 以上	1. 方位 2. 縮尺 3. 開発区域の求積 図 4. 道路・宅地・その他部分の面積計 算表 5. 求積に必要な寸法又は座標	
4	実測図(平面 計画図)	1/500 以上	1. 方位 2. 縮尺 3. 開発区域の境界 4. 開発面積 5. 申請道路の位置、延長、 幅員、勾配 6. すみ切り及び転回広場の 寸法 7. 接続する既設道路の性格及び幅 員 8. 土地内にある建築物、工作物及び これらに関して権利を有する者の氏名 9. がけ又は擁壁の位置、形状 10. 敷地 の境界(区画割) 11. 土地の高低その他 の地形上特記すべき事項	
5	断面図(道路 断面構造図)	1/50 以上	1. 路面、路盤の形状 2. 道路側溝等の 位置、形状、詳細寸法 3. 道路幅員 4. 隣接する敷地の勾配	1. 幅員、構造別 に表示する。 2. 縦横断面
6	排水計画平面 図	1/500 以上	1. 排水区域の区域 2. 排水施設の位置、 種類、内法寸法、流れの方向 3. 放流先 水路までの形状、寸法	

イ 承諾書（様式第 10 号関係）

道路となる土地及びその土地にある建築物又は工作物についての各権利者（ここでいう権利者とは、所有権者のほか、抵当権者、借地権者等を指し、借家権の存する建築物を取りこわして道路を築造する場合等には借家権者を含む）の承諾書（様式第 10 号の 1）及び当該道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書（様式第 10 号の 2）を必要とする。原則として、正本・副本とも原本を添付すること。

（注）

ただし、道路となる土地及びその土地にある建築物又は工作物についての各権利者と、当該道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者が同一の者であり、その者がそれぞれの承諾を行う場合は承諾書（様式第 10 号の 3）でよい。

この場合も原則として、正本・副本とも原本を添付すること。（注）

ウ 印鑑登録証明書

承諾書に押印のもので発行後 3 か月以内のもの。官公庁については公印を使用し証明書は不要。（副本は写しでもよい）

エ 土地の登記事項証明書

指定を受ける道の部分の土地についての証明書で 3 か月以内のもの。（副本は写しでもよい）

なお、証明書の権利者住所と印鑑登録証明書の住所が異なっている場合は、本人であることが確認できる住民票を添付するものとする。

オ その他

公道、用水路等の使用、廃止又は変更を伴うときは、当該公道、用水路等の管理者の承諾書又は許可書の写を添付するものとする。

また、代理者が手続きをする場合は、代理者の住所、氏名及び電話番号を記載するものとする。

（注）権利者・管理する者が複数の場合など、指定後において申請者が承諾書の原本を必要とする場合があるため。

（4）道路の位置の標示

福岡県建築基準法施行細則第 21 条第 2 項の標示杭は、永続性のあるものとする。

金属標（コンクリートボンドで張り付けただけのもの）、木杭、プラスチック杭、ペイント等の耐久性のないものは不可とする。

2. 特例認定申請手続きについて

(1) 申請図書

ア 認定申請書は、正副2通（正本1通及び副本1通。いずれも添付図書を含む。）を認定を受ける道の所在地を管轄する県土整備事務所の建築指導課に提出するものとする。（様式第8号の1及び第8号の2）

イ 申請代理者が申請を行う場合は、申請者の道路位置指定に関する一切の権限を委任する旨の委任状を正本に添付するものとする。

(2) 申請書の記入

ア 「道路の位置」欄は、土地の登記事項証明書に基づいて当該指定を受ける道の部分の地名、地番を記載するものとし、地番が数筆に渡る場合には、代表地番及びその他何筆と記載するものとする。

イ 「道路の概要」欄は、おおむね道の形態が異なるごとに区別して符号をつけ、図面と一致させるものとする。

ウ 「関係土地の地名地番」欄は、指定を受ける道の部分の地名地番を全部記入するものとする。

エ 申請書の訂正を行う場合は、申請者又は代理者の押印又は署名を行うものとする。

(3) 添付図書

ア 図面

番号	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	付近見取り図	1/5000 以上	1. 方位 2. 地形 3. 開発区域の境界（赤線で囲む） 4. 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる地物 5. 排水先の河川への経路、名称	
2	公図写		1. 方位 2. 開発区域の境界（赤線で囲む） 3. 地名地番 4. 地目 5. 土地の所有者その他の権利者 6. 公共用地（道路、水路等）の位置 7. 指定を受けようとする道路の位置（表示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする。）	1. 法務局備付の台帳を転写し、転写法務局、転写年月日並びに転写者の住所及び氏名を記入する。 2. 地名地番・地目・土地の所有者その他権利者について、表示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする。

3	求積図	1/500 以上	1. 方位 2. 縮尺 3. 開発区域の求積図 4. 道路・宅地・その他部分の面積計算表 5. 求積に必要な寸法又は座標	
4	実測図（平面計画図）	1/500 以上	1. 方位 2. 縮尺 3. 開発区域の境界 4. 開発面積 5. 申請道路の位置、延長、幅員、勾配 6. すみ切り及び転回広場の寸法 7. 接続する既設道路の性格及び幅員 8. 土地内にある建築物、工作物及びこれらに関して権利を有する者の氏名 9. がけ又は擁壁の位置、形状 10. 敷地の境界（区画割） 11. 土地の高低その他の地形上特記すべき事項	
5	断面図（道路断面構造図）	1/50 以上	1. 路面、路盤の形状 2. 道路側溝等の位置、形状、詳細寸法 3. 道路幅員 4. 隣接する敷地の勾配	1. 幅員、構造別に表示する。2. 縦横断面
6	排水計画平面図	1/500 以上	1. 排水区域の区域 2. 排水施設の位置、種類、内法寸法、流れの方向 3. 放流先水路までの形状、寸法	

イ 土地の登記事項証明書

指定を受ける道についての証明書で3か月以内のものとする。（正本・副本とも写しでもよい）

ウ その他

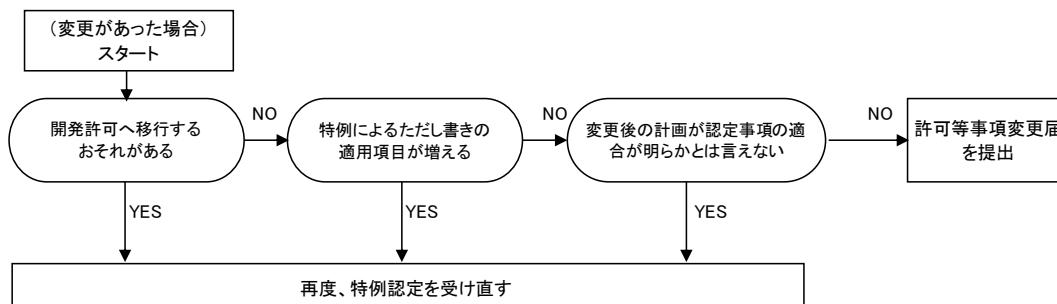
公道、用水路等の使用、廃止又は変更を伴うときは、当該公道、用水路等の管理者の承諾書又は許可書の写を添付するものとする。

また、代理者が手続きをする場合は、代理者の住所、氏名及び電話番号を記載するものとする。

（4）変更が生じた場合

計画に変更があった段階で、速やかに申請した県土整備事務所へ相談をすること。

以下のフローにより、許可等事項変更届を提出するか、もしくは特例認定を受け直すものとする。



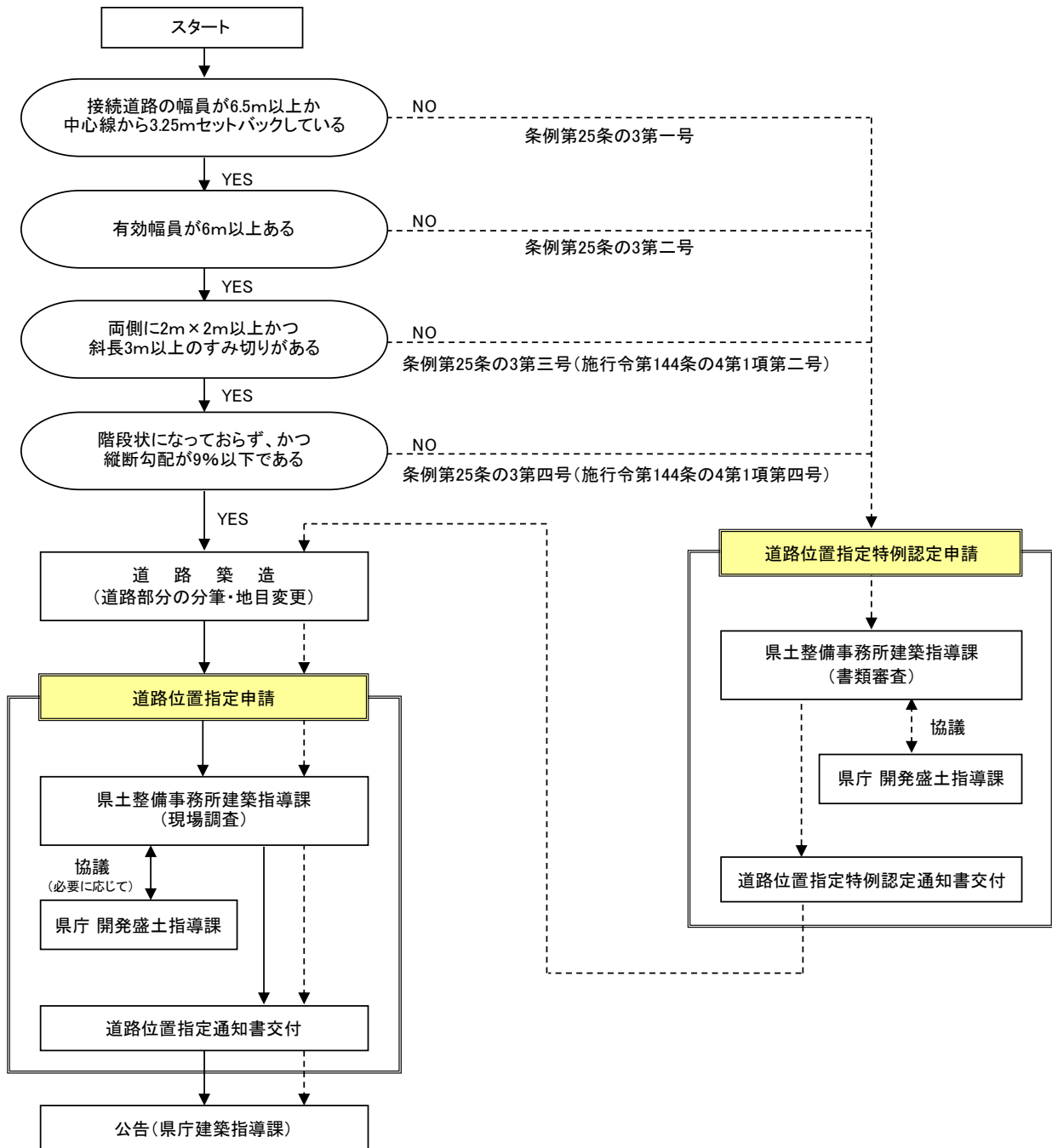
道路位置指定申請添付図書一覧表

図書名	正本	副本	備考
付近見取図	○	○	
公図写	○	○	位置指定申請時には道路部分は分筆されていること。
求積図	○	○	
実測図（平面計画図）	○	○	
断面図	○	○	
排水計画平面図	○	○	
登記事項証明書	原本	写	発行後3か月以内のもの。位置指定申請時には道路部分の地目を公衆用道路にすること。
承諾書	原本	原本	原則として、正・副ともに原本とする。
印鑑登録証明書	原本	写	発行後3か月以内のもの。官公庁分は不要。
水路占用許可書	写	原本	必要に応じて添付する。
境界立会協議書	写	原本	必要に応じて添付する。
委任状	原本	写	本人申請の場合は不要。

道路位置指定特例認定申請添付図書一覧表

図書名	正本	副本	備考
付近見取図	○	○	
公図写	○	○	
求積図	○	○	
実測図（平面計画図）	○	○	
断面図	○	○	
排水計画平面図	○	○	
登記事項証明書	写	写	発行後3か月以内のもの。
理由書	原本	写	すみ切りの特例を受ける際に必要。
水路占用許可書	写	写	必要に応じて添付する。
境界立会協議書	写	写	必要に応じて添付する。
委任状	原本	写	本人申請の場合は不要。

申請フロー



※県庁開発盛土指導課では、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務を行っており、申請者（代理者）に対し、別途ご連絡することがあります。

第 4 章 廃止・変更の取扱い基準

法第 42 条第 1 項第五号の規定による位置指定道路（以下、この章において「道路」という。）を廃止又は変更（以下「廃止等」という。）する場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 廃止等の処分の取扱い基準

次に掲げる要件を充たす道路の廃止等の申請については、原則として、廃止等の処分をするものとする。

- (1) 道路が廃止等されることによって、法第 43 条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に基づく条例第 5 章の規定（以下「接道関係規定」という。）に抵触することとなる敷地（施行令第 1 条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）が生じないこと。道路の廃止等に伴って接道関係規定に抵触することとなる敷地が現に存在する場合において、当該道路の廃止行為又は変更行為の前に当該敷地内の建築物が除却され、又は当該敷地が他の道路へ接することとなることが確実に見込まれる場合もこれに含む。
- (2) 細則第 22 条第 1 項の規定により準用する施行規則第 9 条の規定に基づき、廃止等しようとする道路の土地及びその土地にある工作物について権利を有する者（所有権者、借地権者、地役権者、抵当権者等）並びに当該道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾が得られていること。
- (3) 廃止等に係る道路部分に接する敷地及びその敷地内の建築物に対する接道関係規定以外の法、施行令又は条例の規定の適用に際し、当該道路の廃止等が、当該敷地又はその敷地内の建築物の構造に直接影響を及ぼす場合においては、申請者が、当該敷地及びその敷地内の建築物に権利を有する者に対して、当該道路の廃止等の計画について説明済みであること。
- (4) 道路を変更しようとする場合においては、変更された部分を含む当該道路の始端から終端までの区間の構造が、原則として、施行令及び条例に規定する道に関する基準に適合すること。

2. 廃止と変更の区分

(1) 全部廃止及び一部廃止

道路の廃止行為は、柵等による道路閉鎖、建築物の建築、敷地としての使用等によって道路としての機能を失わせることと取り扱い、それが指定区間の全部にわたる場合を「全部廃止」と、指定区間の一部に限られる場合を「一部廃止」と取り扱う。

(2) 変更

道路の変更行為は、道路の中心線の位置又は幅員を変更することと取り扱う。自動車の転回広場の新設等、新たに道路となる土地を生じさせる場合もこれに含めるものとする。単に道路法による道路となる場合や権利関係の変更、道の管理をする者の変更のみの場合は、原則として変更とは取り扱わない。

3. 廃止・変更申請手続きについて

(1) 申請図書及び提出時期

- ア 私道廃止申請書及び私道変更申請書は、正副2通（正本1通及び副本1通。いずれも添付図書を含む。）を道路の所在地を管轄する県土整備事務所の建築指導課に提出するものとする。（様式第9号の1～第9号の4）
- イ 私道廃止申請書又は私道変更申請書は、道路の廃止行為又は変更行為に着手する前に提出するものとする。
- ウ 一部廃止の場合においては、廃止申請をする前に、廃止される道路部分と廃止されない道路部分の土地を分筆するものとする。
- エ 変更の場合においては、変更申請をする前に、変更後の道路（転回広場の部分を含む。）の土地と道路以外の土地を分筆し、道路の部分となる土地が新たに生じる場合においては、当該土地を公衆用道路として登記するものとする。
- オ 申請者は、原則として、道路の廃止行為又は変更行為をしようとする者とする。
- カ 申請代理者が申請を行う場合は、申請者の道路廃止等に関する一切の権限を委任する旨の委任状を正本に添付するものとする。

(2) 私道廃止申請書の記入

- ア 「廃止される道路の位置」欄は、土地の登記事項証明書に基づいて、廃止をしようとする道路部分の地名、地番を記載するものとし、地番が数筆に渡る場合には、代表地番及びその他何筆と記載するものとする。
- イ 「廃止される道路の概要」欄は、廃止をしようとする道路部分について記載し、廃止をしようとする道路部分が複数ある場合は、おおむね道の形態が異なるごとに区別して符号をつけ図面と一致させるものとする。
- ウ 「関係土地の地名地番」欄は、廃止をしようとする道路部分の地名地番を全部記載するものとする。
- エ 申請書の訂正を行う場合は、申請者又は代理者の押印又は署名を行うものとする。

(3) 私道変更申請書の記入

- ア 「変更後の道路の位置」欄には、土地の登記事項証明書に基づいて、変更後の道路部分の地名、地番を記載するものとし、地番が数筆に渡る場合には、代表地番及びその他何筆と記載するものとする。
- イ 「変更後の道路の概要」欄は、変更後の道路の始端から終端までの区間について記載し、おおむね道の形態が異なるごとに区別して符号を付け、図面と一致させるものとする。
- ウ 「関係土地の地名地番」欄は、変更後の道路部分の地名地番を全部記載するものとする。
- エ 申請書の訂正を行う場合は、申請者又は代理者の押印又は署名を行うものとする。

(4) 添付図書

ア 図面

番号	図面の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
1	付近見取り図	1/5000 以上	1. 方位 2. 地形 3. 位置指定道路及び廃止等しようとする道路の位置 4. 周辺の道路及び目標となる地物	
2	公図写		1. 方位 2. 指定道路の位置 3. 廃止等しようとする道路の位置（赤線で囲む） 4. 地名、地番 5. 廃止等しようとする道路の土地及びそれに接する土地の所有者その他の権利者 6. 公共用地（道路、水路等）の位置	法務局備付の台帳を転写し転写法務局、転写年月日並びに転写者の住所及び氏名を記入する。
3	現況平面図	1/500 以上	1. 方位 2. 縮尺 3. 指定道路の位置 4. 廃止等しようとする道路の位置（赤線で囲む）並びにその幅員及び長さ 5. 廃止等しようとする道路が接続する既設道路の性格及び幅員 6. 廃止等しようとする道路に接する敷地の接道状況及びそれらの敷地内の建築物 ^{注1)} の状況 ^{注2)} 7. 廃止等しようとする道路に接する敷地及び当該敷地内にある建築物の所有者その他の権利者 8. 土地の高低、がけ、擁壁その他の地形上特記すべき事項	注1) 建築物に付属する門又は塀を含む。 注2) 配置、用途、階数、面積規模等の概要
4	廃止等後の平面図	1/500 以上	1. 方位 2. 縮尺 3. 指定道路の位置 4. 廃止等しようとする道路の位置（赤線で囲む） 5. 廃止等しようとする道路に接するそれぞれの敷地の廃止等後の範囲及び接道状態	
5	計画平面図	1/500 以上	1. 方位 2. 縮尺 3. 指定道路の位置 4. 変更しようとする道路の位置、延長、幅員及び勾配 5. 隅切り及び転回広場の寸法	変更の場合に必要な応じて提出する。 4の平面図と兼ねてもよい。
6	断面図（道路断面構造図）	1/50 以上	位置指定申請の場合に準じる。	変更の場合に必要な応じて提出する。

7	排水計画平面 図	1/500 以上	位置指定申請の場合に準じる。	変更の場合に必要に応じて提出する。
---	-------------	-------------	----------------	-------------------

イ 現況写真

- ① 廃止等しようとする道路及び当該道路が接続する既設道路の状況がわかるもの。
- ② 廃止等しようとする道路に接する敷地の接道状況及びそれらの敷地内の建築物の状況がわかるもの。

ウ 承諾書

処分の取扱い基準（２）の「承諾」は、承諾書（様式第 10 号の 1～様式 10 号の 3）によるものとする。

エ 説明記録

処分の取扱い基準（３）の「説明済みであること」は、権利者へ説明を行った事実を具体的に記した記録（説明した年月日、場所、権利者の氏名、説明内容等を記したもの。）の添付をもって確認するものとする。

オ 印鑑登録証明書

処分の取扱い基準（２）による承諾については、印鑑登録証明書を添付するものとする。証明書は発行後 3 か月以内のものであること。官公庁については公印を使用し証明書は不要とする。（副本は写しでもよい）

カ 土地の登記事項証明書

廃止等しようとする道路についての証明書で発行後 3 か月以内のもの。（副本は写しでもよい。）

なお、証明書の権利者住所と印鑑登録証明書の住所が異なっている場合は、本人であることが確認できる住民票を添付するものとする。

なお、登記事項証明書の権利者住所と印鑑登録証明書の住所は同じであること。

キ その他

公道、用水路等の使用、廃止又は変更を伴うときは、当該公道、用水路等の管理者の承諾書又は許可書の写しを添付するものとする。

また、代理者が手続きをする場合は、代理者の住所、氏名及び電話番号を記載するものとする。

（５）廃止等後の報告

道路の廃止行為又は変更行為が完了したときは、法第 12 条第 5 項の規定により、速やかに当該道路の所在地を管轄する県土整備事務所の建築指導課に下記の事項について施工状況報告書を提出するものとする。なお、報告書には下記の事実が確認できる写真、登記事項証明書その他の図書を添付するものとする。

ア 接道関係規定に抵触する敷地がないこと。

イ 細則第 21 条の規定により、標示杭の除去又は移設が完了したこと。

資料編

1. 関係法令条文集

○建築基準法（抄） [昭和 25 年法律第 201 号]
（道路の定義）

第 42 条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員 4 m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6 m。次項及び第 3 項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一～四 （略）

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2～6 （略）

[最終改正 平成 30 年法律第 67 号]

（敷地等と道路との関係）

法 43 条 （略）

3 （略）

一～四 （略）

五 その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が 150 m²を超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）

[最終改正 平成 30 年法律第 67 号]

（私道の変更又は廃止の制限）

第 45 条 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第 43 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に基く条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 第 9 条第 2 項から第 6 項まで及び第 15 項の規定は、前項の措置を命ずる場合に準用する。

[最終改正 平成 5 年法律第 89 号]

○建築基準法施行令（抄） [昭和 25 年政令第 338 号]
（道に関する基準）

第 144 条の 4 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第 43 条第 3 項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
 - イ 延長（既存の幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35m 以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が 6 m 以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ 2 m の二等辺三角形の部分の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が 12% 以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第 1 項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

〔最終改正 平成 30 年 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令〕

○建築基準法施行規則（抄）
（道路の位置の指定の申請）

〔昭和 25 年建設省令第 40 号〕

第 9 条 法第 42 条第 1 項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副 2 通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

〔最終改正 平成 30 年 建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令〕

(指定道路等の公告及び通知)

第 10 条 特定行政庁は、法 42 条第 1 項第四号若しくは第五号、第 2 項若しくは第 4 項又は法 68 条の 7 第 1 項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 (略)

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

〔最終改正 平成 19 年国土交通省令第 66 号〕

○建設省告示

〔昭和 45 年 12 月 28 日建設省告示第 1837 号〕

〔改正平成 12 年 12 月 26 日建設省告示第 2465 号〕

建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が 2 m をこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

○福岡県建築基準法施行条例（抄）

〔昭和 46 年福岡県条例第 29 号〕

(道に関する基準)

第 25 条の 3 施行令 144 条の 4 第 2 項の規定により条例で定める区域は、北九州市、福岡市、久留米市及び大牟田市の区域を除く区域とし、同項の規定により条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 接続先の道路が幅員 6.5 メートル未満の場合は、接続先の道路の中心線からの水平距離 3.25m（当該道路ががけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等からの水平距離 6.5 メートル）までの敷地の部分を指定を受ける道（法第 42 条第 1 項第五号の規定により指定を受ける道をいう。以下この条において同じ。）とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

二 指定を受ける道の有効幅員（道の自動車の通行可能な部分で、自動車の通行に耐え得る構造の有蓋側溝を含む。）を 6 メートル以上とすること。ただし、知事が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

三 施行令第 144 条の 4 第 1 項第二号のすみ切りは、斜長を 3 メートル以上とすること。

四 施行令第 144 条の 4 第 1 項第四号の縦断勾こう配は 9 パーセント以下とすること。

（平 15 条例 22 ・追加）

○福岡県建築基準法施行細則（抄）

〔昭和 26 年福岡県規則第 1 号〕

（道路指定、特例認定申請書添付書類）

第 20 条の 2 法第 42 条第 1 項第五号の規定による道路の位置の指定又は令第 144 条の 4 第 1 項若しくは条例第 25 条の 3 第一号ただし書若しくは第二号ただし書の規定による知事の認定（以下「特例認定」という。）を受けようとする者は、施行規則第 9 条に規定する書類のほか、市町村長の発行する承諾書の印鑑証明書（特例認定を除く。）、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）による最近の土地の登記事項証明書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（昭 35 規則 43 ・追加、昭 46 規則 73 ・平 7 規則 25 ・平 16 規則 15 ・平 17 規則 4 ・一部改正）

（道路の位置の標示）

第 21 条 法第 42 条第 1 項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路指定申請書を提出すると同時に、当該道路の位置を標示しなければならない。

2 前項の標示は、標示杭を道路の曲角又は終端に設置し、建築主事又は知事の命令若しくは建築主事の委任を受けた県の吏員の立会の上でなければこれを移動させてはならない。

3 コンクリート造その他耐久性のある側溝を設けた場合は、これを前項の標示杭に代えることができる。

4 次条第 2 項の規定による私道廃止・変更通知書の交付を受けた申請者は、当該私道を廃止又は変更したときは、速やかにその標示杭を除去しなければならない。

（昭 26 規則 23 ・昭 35 規則 43 ・昭 46 規則 73 ・平 16 規則 15 ・一部改正）

(私道の廃止又は変更)

第 22 条 法第 42 条第 1 項第三号若しくは第五号、同条第 2 項若しくは第 3 項又は法附則第 5 項の規定による道路である私道の全部又は一部を廃止し、又は変更しようとする者は、私道廃止・変更申請書の正本及び副本に、施行規則第 9 条の図面その他必要な書面を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認し、私道を廃止又は変更するときは、申請者に私道廃止・変更通知書を交付するとともに、その旨を公告するものとし、当該申請を承認しないときは、申請者にその旨及び理由を記載した通知書を交付するものとする。

(平 16 規則 15・全改)

(指定の取消し)

第 22 条の 2 知事は、法第 42 条第 1 項第四号若しくは第五号、第 2 項若しくは、第 4 項又は法第 68 条の 7 第 1 項の規定による指定について、職権により当該指定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を公告するものとする。

(令 5 規則 32・追加)

2. 様式集

- 道路位置指定申請書（正本）【様式第7号の1】
- 道路位置指定申請書（副本）【様式第7号の2】
- 道路位置指定通知書【様式第7号の3】
- 道路位置指定特例認定申請書（正本）【様式第8号の1】
- 道路位置指定特例認定申請書（副本）【様式第8号の2】
- 道路位置指定特例認定通知書【様式第8号の3】
- 私道廃止申請書（正本）【様式第9号の1】
- 私道廃止申請書（副本）【様式第9号の2】
- 私道変更申請書（正本）【様式第9号の3】
- 私道廃止申請書（副本）【様式第9号の4】
- 私道廃止通知書【様式第9号の5】
- 私道変更通知書【様式第9号の6】
- 承諾書（土地所有者等）【様式第10号の1】
- 承諾書（道に関する基準に適合するよう管理する者）【様式第10号の2】
- 承諾書（土地所有者等かつ道に関する基準に適合するよう管理する者）【様式第10号の3】
- 委任状【参考様式】
- 道路位置指定特例認定取下げ願【参考様式】
- 説明記録書【参考様式】

道路位置指定申請書

様式
第7号の1

(注意)

申請者は太線の枠の中だけ書いてください。

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者氏名

1 申請者住所氏名		電話			
2 代理者住所氏名		電話			
3 道路の位置					
4 道路築造の時期		年 月 日 着工		年 月 日 完了	
道 路 の 概 要	(1) 図面の符号	(2) 道路の幅員 m	(3) 道路の長さ m	(4) 関係土地の地名地番	
	(5) 道路の延長 (道路の長さの合計)				
(6) 自動車の転回広場	箇所数				
6 備考	道路面積 : m ² 宅地面積 : m ² その他の面積 : m ² 総面積 m ²				
県土整備事務所受付欄	現場調査事項				
	調査年月日				
	調査者氏名 印				
台帳記入欄					
指定年月日					
指定番号 第 号					

様式
第7号の2

道路位置指定申請書

(注意)

申請者は太線の
枠の中だけ書いて
ください。

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者氏名

1	申請者住所氏名					電話
2	代理者住所氏名					電話
3	道路の位置					
4	道路築造の時期	年 月 日 着工		年 月 日 完了		
5	(1) 図面の符号	(2) 道路の幅員 m	(3) 道路の長さ m	(4) 関係土地の地名地番		
要	(5) 道路の延長 (道路の長さの合計)					
	(6) 自動車の転回広場		箇所数			
6	備考	道路面積 : m ²	宅地面積 : m ²	その他の面積 : m ²	総面積 m ²	
県土整備事務所受付欄						

様式

第 号
年 月 日

第7号の3

道 路 位 置 指 定 通 知 書

申請者

様

福岡県知事

下記による道路位置指定申請書及び添付図書に記載の道について、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を指定したので通知します。

記

1. 申請年月日
2. 道路の位置
3. 道路の延長
4. 道路の幅員

道路位置指定後3年以内に近隣地を宅地化し、開発区域の合計面積が m^2 以上となれば、都市計画法第29条に基づく開発許可が必要となる場合があります。

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式
第8号の2

道路位置指定特例認定申請書

(注意)

- ① 申請者は太線の枠の中だけ書いてください。
- ② 4欄は、該当するチェックボックスを塗りつぶしてください。

建築基準法施行令第144条の4第1項及び福岡県建築基準法施行条例第25条の3の規定による道路位置指定の特例認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者氏名

1	申請者住所氏名	電話		
2	代理者住所氏名	電話		
3	道路の位置			
4	特例認定事項 <small>施行令第144条の4第1項 (<input type="checkbox"/>第1号ホ <input type="checkbox"/>第2号ただし書き <input type="checkbox"/>第4号ただし書き) 福岡県建築基準法施行条例第25条の3 (<input type="checkbox"/>第1号ただし書き <input type="checkbox"/>第2号ただし書き)</small>			
道 路 の 概 要	(1) 図面の符号	(2) 道路の幅員 m	(3) 道路の長さ m	(4) 関係土地の地名地番
	(5) 道路の延長 (道路の長さの合計)			
(6) 自動車の転回広場		箇所数		
6 備考	道路面積： 宅地面積： その他の面積： 総面積 <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> m² m² m² m² </div>			
県土整備事務所受付欄				

様式

第 号
年 月 日

第 8 号の 3

道路位置指定特例認定通知書

申請者

様

福岡県知事

下記による道路位置指定特例認定申請書及び添付図書に記載の道について、建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項及び福岡県建築基準法施行条例第 25 条の 3 の規定に基づき、道路位置指定の特例認定をしたので通知します。

記

1. 申請年月日
2. 道路の位置
3. 道路の延長
4. 道路の幅員

道路位置指定後 3 年以内に近隣地を宅地化し、開発区域の合計面積が m^2 以上となれば、都市計画法第 29 条に基づく開発許可が必要となる場合があります。

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

私道廃止申請書

様式
第9号の1

(注意)

- ① 申請者は太線の枠の中だけ書いてください。
- ② 該当条項を記入してください。
- ③ 下線部のうち該当するものを○で囲んでください。
- ④ 5欄は、該当するチェックボックスを塗りつぶしてください。

建築基準法第42条第 項第 号の規定による私道の全部・一部廃止を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者氏名

1	申請者住所氏名	電話	
2	代理者住所氏名	電話	
3	廃止される道路の位置		
4	指定年月日番号	年 月 日 第 号	5 廃止区分 <input type="checkbox"/> 全部廃止 <input type="checkbox"/> 一部廃止
6	廃止の理由		
7 廃止される道路の概要	(1) 図面の符号	(2) 道路の幅員 m	(3) 道路の長さ m
	(5) 道路の延長 (道路の長さの合計)		
8	その他必要な事項		
	県土整備事務所受付欄	本庁建築指導課受付欄	廃止番号欄 廃止年月日 廃止番号 第 号
現地調査事項 <div style="text-align: right;">調査年月日 調査者氏名 印</div>			
進 達 欄	係員	係長	課長
上記のとおり進達します。 年 月 日 建築都市部建築指導課長 殿 県土整備事務所建築主事 印			

注) 建築基準法第42条第3項及び法附則第5項に係る廃止申請については、本庁建築指導課長進達となります。

様式
第9号の2

私道廃止申請書

(注意)

- ① 申請者は太線の枠の中だけ書いてください。
- ② 該当条項を記入してください。
- ③ 下線部のうち該当するものを○で囲んでください。
- ④ 5欄は、該当するチェックボックスを塗りつぶしてください。

建築基準法第42条第 項第 号の規定による私道の全部・一部廃止を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者氏名

1	申請者住所氏名				電話
2	代理者住所氏名				電話
3	廃止される道路の位置				
4	指定年月日番号	年 月 日	第 号	5 廃止区分	<input type="checkbox"/> 全部廃止 <input type="checkbox"/> 一部廃止
6	廃止の理由				
7 廃止される道路の概要	(1) 図面の符号	(2) 道路の幅員 m	(3) 道路の長さ m	(4) 関係土地の地名地番	
	(5) 道路の延長 (道路の長さの合計)				
8	その他必要な事項				
県土整備事務所受付欄					

注) 建築基準法第42条第3項及び法附則第5項に係る廃止申請については、本庁建築指導課長進達となります。

私道変更申請書

様式
第9号の3

(注意)

- ① 申請者は太線の枠の中だけ書いてください。
- ② 該当条項を記入してください。

建築基準法第42条第 項第 号の規定による私道の変更を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者氏名

1	申請者住所氏名	電話		
2	代理者住所氏名	電話		
3	変更後の道路の位置			
4	指定年月日番号	年 月 日	第 号	
5	変更の理由			
6 変更後の道路の概要	(1) 図面の符号	(2) 道路の幅員 m	(3) 道路の長さ m	(4) 関係土地の地名地番
	(5) 道路の延長 (道路の長さの合計)			
7	その他必要な事項			
県土整備事務所受付印		本庁建築指導課受付印		変更番号欄
				変更年月日 . . .
				変更番号 第 号
現地調査事項				
調査年月日 . . .				
調査者氏名 印				
進 達 欄	係員	係長	課長	上記のとおり進達します。 年 月 日 建築都市部建築指導課長 殿 県土整備事務所建築主事

注) 建築基準法第42条第3項及び法附則第5項に係る変更申請については、本庁建築指導課長進達となります。

様式
第9号の4

私道変更申請書

(注意)

- ① 申請者は太線の枠の中だけ書いてください。
- ② 該当条項を記入してください。

建築基準法第42条第 項第 号の規定による私道の変更を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者氏名

1	申請者住所氏名					電話
2	代理者住所氏名					電話
3	変更後の道路の位置					
4	指定年月日番号	年	月	日	第	号
5	変更の理由					
6 変更後の道路の概要	(1) 図面の符号	(2) 道路の幅員 m	(3) 道路の長さ m	(4) 関係土地の地名地番		
	(5) 道路の延長 (道路の長さの合計)					
7	その他必要な事項					
	県土整備事務所受付欄					

注) 建築基準法第42条第3項及び法附則第5項に係る変更申請については、本庁建築指導課長進達となります。

様式

第 号
年 月 日

第9号の5

私 道 廃 止 通 知 書

申請者

様

福岡県知事

下記による私道廃止申請書及び添付図書に記載の道路について、建築基準法第42条第 項第 号の規定による私道を全部・一部廃止したので通知します。

記

1. 廃止申請年月日
2. 廃止される道路の位置
3. 廃止される道路の延長
4. 廃止される道路の幅員

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式

第 号
年 月 日

第9号の6

私 道 変 更 通 知 書

申請者

様

福岡県知事

下記による私道変更申請書及び添付図書に記載の道路について、建築基準法第42条第 項第 号の規定による私道を変更したので通知します。

記

1. 変更申請年月日
2. 変更後の道路の位置
3. 変更後の道路の延長
4. 変更後の道路の幅員

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

委 任 状

私は都合により_____を代理人と定め下記の道路について建築基準法に関する法令及び福岡県建築基準法施行細則の規定による道路位置指定申請の手續に関する一切の権限を委任する。

記

1. 道路の位置

2. 道路の延長

3. 道路の幅員

年 月 日

住所_____

氏名_____ 印_____

委 任 状

私は都合により_____を代理人と定め下記の道路について建築基準法に関する法令及び建築基準法施行条例並びに福岡県建築基準法施行細則の規定による道路位置指定特例認定申請の手続に関する一切の権限を委任する。

記

1. 道路の位置

2. 道路の延長

3. 道路の幅員

年 月 日

住所_____

氏名_____ 印_____

委 任 状

私は都合により _____ を代理人と定め下記の道路について建築基準法に関する法令及び福岡県建築基準法施行細則の規定による道路位置指定の廃止（変更）の手續に関する一切の権限を委任する。

記

1. 廃止（変更）される道路の位置

2. 廃止（変更）される道路の延長

3. 道路の幅員

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

道路位置指定特例認定取下げ願

1. 申請年月日番号 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 第 _____ 号
2. 申請者住所氏名 _____
3. 築造場所 _____
4. 申請道路の長さ _____
5. 申請道路の幅員 _____
6. 特例認定条項
建築基準法施行令第144条の4第1項第 _____ 号
福岡県建築基準法施行条例第25条の3第1項第 _____ 号
7. 取下げ理由 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

福岡県知事 殿

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

